

〇〇介護保険法施行法第二十六条第二項の厚生労働大臣が定める額(平成十二年厚生省告示第百七十九号)

- 2 当該特定老人保健施設が、常勤の理学療法士又は作業療法士を1人以上配置し、かつ、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第5号の基準を満たす場合であって、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（同条第3項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者数を50で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出たものについては、  
1日につき120円を所定額に加算する。

3 入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき4,440円を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

退所時等指導加算

(1) 退所前後訪問指導加算	4,600円
(2) 退所時指導加算	10,700円

老人訪問看護指示加算

1 イの(1)については、入所者の退所に先立つて当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に對して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に對して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。  
入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 イの(2)については、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に對して退所後の療養上の指導を行った場合（当該入所者の退所後の主治の医師が明らかである場合にあつては、当該医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の紹介を行った場合に限り、当該入所者が希望する指定居宅介護支援事業者その他の

口 老人訪閱看護指揮加算

セバ町は旨設けられ  
注 1 イの(1)については、入所者の退所に先立つて当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に、入所中1回を限度として算定し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を行訪問し、当該入所者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退所後1回を限度として算定する。  
入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 イの(2)については、入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して退後の療養上の指導を行った場合(当該入所者の退後の主治の医師が明らかである場合にあっては、当該医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行った場合に限り、当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者その他の機関に連絡する場合)。

- 207 -

他の事業者がいる場合にあっては、当該事業者に対して、当該入所者の同意を得て、退所の日から2週間以内に当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供した場合に限る。)に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 3 イの(3)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、  
その居宅において療養を継続する場合において、当該入所者の退所後の主治の医師に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の紹介を行つた場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 4 イの(4)については、入所期間が1月を超える入所者が退所し、  
その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立つて当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行つた場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。
- 5 口については、入所者の退所時に、特定老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。

3 口については、入所者の退所時に、特定老人保健施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）が必要であると認め、当該入所者の選定する指定訪問看護ステーション（同令第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度として算定する。



算する。

イ 注1の口及び木の基準に適合し、かつ、注1のイ、ハ又は二の基準のいずれかに適合しないこと（注1のイの基準によって管理されている場合に限る。）。

ロ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によつて管理されていな  
いこと、注1の口の基準に適合しないこと又は注1の木の基準  
に適合しないこと。

3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によつて管理され、かつ、  
注1の口及び木の基準に適合するものとして都道府県知事に届  
け出て当該基準による食事の提供を行う特定老人保健施設が、厚  
生労働大臣が定める者等（平成12年2月厚生省告示第23号）第15  
号に規定する特別食を提供したときは、1日につき 350 円を所定  
額に加算する。

算する。

イ 注1の口及び木の基準に適合し、かつ、注1のイ、ハ又は二の基準のいずれかに適合しないこと（注1のイの基準によって管理されている場合に限る。）。

ロ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によつて管理されていな  
いこと、注1の口の基準に適合しないこと又は注1の木の基準  
に適合しないこと。

3 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によつて管理され、かつ、  
注1の口及び木の基準に適合するものとして都道府県知事に届  
け出て当該基準による食事の提供を行う特定老人保健施設が、厚  
生労働大臣が定める者等（平成12年2月厚生省告示第23号）第17  
号に規定する特別食を提供したときは、1日につき 350 円を所定  
額に加算する。